

会議案第3号

議員派遣の件

令和6年6月13日

本議会は、士幌町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

士幌町議会議長 河口 和吉

記

- 1 北海道町村議会議長会主催の議員研修会
 - (1) 目 的 地方分権時代に対応した議会活動の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 札幌市
 - (3) 期 間 令和6年7月2日の1日間
 - (4) 派遣議員 全議員